

とよはし子ども・若者育成プラン 改訂版

～子ども・若者の自立をはぐくみ、ともに生きる社会をめざして～



豊橋市

目 次

第1章 計画改訂の基本的な考え方

1 計画改訂の趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	2
3 計画の基本理念	3
4 計画の対象者	3

第2章 前期 5 年間の取組み状況及び総括

1 前期の取組み状況	4
【基本的な柱 1】子ども・若者の健全育成活動の推進	4
1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実	
2 子ども・若者ととともに育ち合う地域社会づくりの推進	
【基本的な柱 2】自立に困難を抱える若者への支援の充実	5
1 困難な状況への支援の充実	
2 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実	
【基本的な柱 3】放課後児童の居場所づくりの推進	6
1 放課後留守家庭児童の居場所づくりの推進	
2 すべての子どもを対象とした放課後の居場所づくりの推進	
【基本的な柱 4】子ども・若者の育成施設の充実	7
1 子ども・若者の居場所づくりの充実	
2 体験活動の場の充実	
2 前期計画期間の総括	8

第3章 計画の方向性

1 計画の基本的な柱	9
2 計画の体系	10

第4章 これからの子ども・若者施策

【基本的な柱 1】青少年健全育成活動の支援・推進	11
1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実	11
(1) 豊かな心と健やかな体の育成	
(2) 社会の変化に対応できる力の養成	
(3) 子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流	
(4) 少年非行の防止	
2 子ども・若者ととともに育ち合う地域社会づくりの推進	15
(1) 家庭の教育力の向上	
(2) 地域の教育力の向上	
(3) 子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化	

【基本的な柱 2】 困難を抱える子ども・若者への支援の充実	19
1 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実	19
2 子ども・若者の困難な状況に応じた支援の充実	20
(1) 障害のある子ども・若者への支援	
(2) いじめ等の問題行動、不登校への対応	
(3) ひきこもりに対する支援	
(4) ニート（若年無業者）などに対する支援	
(5) 外国人の子ども・若者への支援	
(6) 子ども・若者の被害防止への対応	
(7) 子どもの貧困への対応	

【基本的な柱 3】 子ども・若者の居場所づくりの推進	27
1 子ども・若者の居場所づくりの推進	27
2 放課後児童の居場所づくりの推進	28

第5章 計画推進に向けて

1 市の体制の整備	30
2 計画の目標指標(5年後)	30

【資料編】

1. 前期5年間の総括	資料 1
2. データ	資料12
(1) 年別補導総数の推移	
(2) 窃盗犯非行少年数（手口別）の推移	
(3) 年別ぐ犯・不良行為少年数の推移	
(4) 市立小中学校暴力行為件数の推移	
(5) 市立小中学校の不登校児童生徒（30日以上欠席者）数・比率の推移	
(6) 市立小中学校外国籍（ブラジル、フィリピン）児童生徒数等の推移	
(7) 児童扶養手当受給世帯数の推移	
(8) 市立小中学校就学援助対象者数・比率の推移	
(9) 豊橋市放課後児童クラブの推移	
3. とよはし子ども・若者育成プラン見直し検討委員会設置要綱	資料 17
4. 用語の説明	資料 19

※ のマークをつけた用語は、「用語の説明」として掲載しています。

第1章 計画改訂の基本的な考え方

1 計画改訂の趣旨

次代を担う子ども・若者が、心身ともに健やかに成長し、意欲と創造力にあふれ、いきいきと輝くことができる社会を築くことは、市民の願いです。

本市では平成23年3月に「とよはし子ども・若者育成プラン」を策定し、施策の基本的な方針に基づき、家庭、地域、学校及び様々な関係機関が連携し、子ども・若者の健全育成に関する事業に取り組んできました。

しかしながら、少子化、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、急速なインターネットの普及による有害情報の氾濫やスマートフォン、タブレット端末などの普及に伴う情報モラルの低下、ニート*やひきこもり*、いじめや不登校、児童虐待*、子どもの貧困など様々な問題が顕在化し、子ども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。

「とよはし子ども・若者育成プラン」は、策定から5年が経過するため、上記のような状況を踏まえ、前期5年間の成果と課題を整理し、基本理念や計画の体系等を引き継ぎながら、今後5年間の施策にふさわしいものとなるよう、中間見直しを行い、「とよはし子ども・若者育成プラン（改訂版）」として策定するものです。

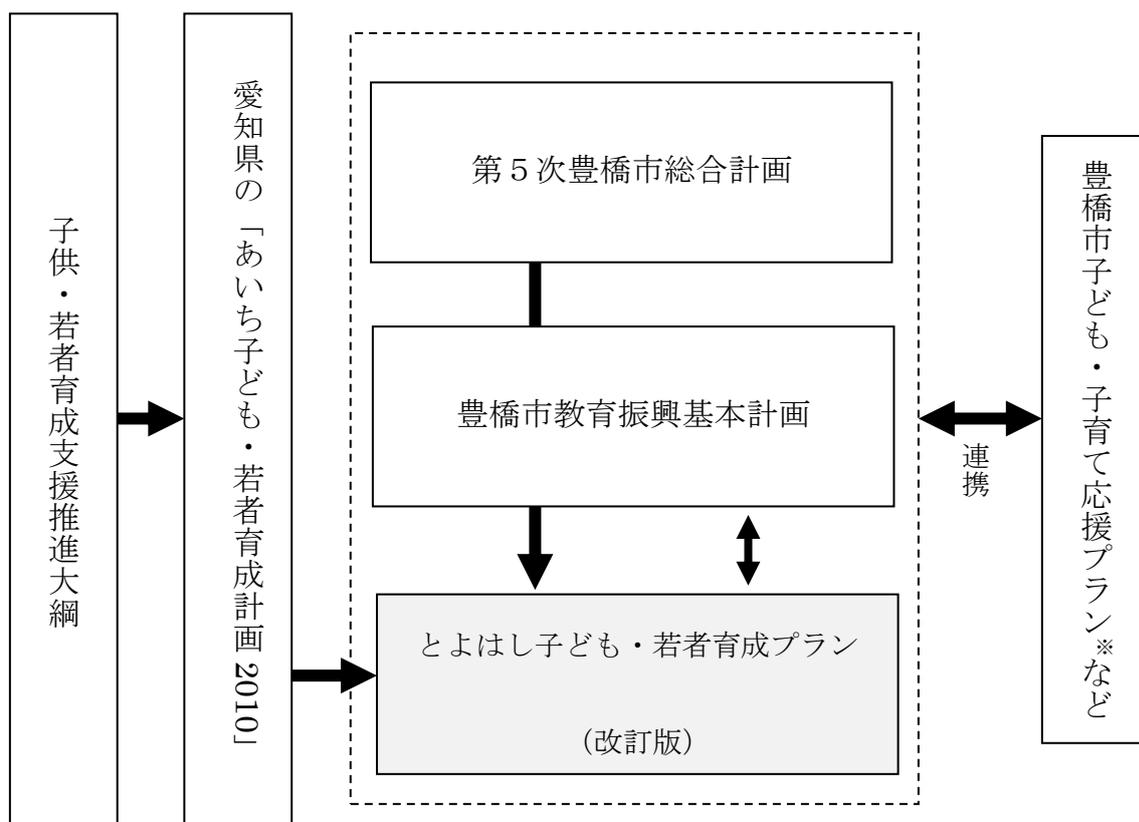
2 計画の位置づけ・期間

この計画は、「子ども・若者育成支援推進法[※]」及び「子供・若者育成支援推進大綱」に基づく市町村子ども・若者計画で、「子ども・若者育成支援推進大綱（「子ども・若者ビジョン[※]」）の総点検報告書」、愛知県の「あいち子ども・若者育成計画2010[※]」を勘案して策定しています。

また、「第5次豊橋市総合計画」を上位計画とし教育分野をより具体化した「豊橋市教育振興基本計画」の個別部門計画と位置づけ、豊橋市子ども・子育て応援プラン[※]など、他の計画とも連携を図り、子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた施策を推進するための包括的な計画です。

この計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、当該期間の後期開始時にあたる平成28年度から平成32年度までの5年間で改訂版としての期間です。

■計画の位置づけ



3 計画の基本理念

子ども・若者が、心身ともに健康で自立した個人として成長し、相手の立場を尊重しながらともに生きることができるよう支援していくことや、地域において子ども・若者と大人が、より豊かな人間関係を築き、ともに支え合い、育ち合うことができる社会の実現を目指していくことは重要であることから、この計画の改訂にあたっては、「子ども・若者の自立をはぐくみ、ともに生きる社会をめざして」を、基本理念として継承します。

【基本理念】

子ども・若者の自立をはぐくみ、ともに生きる社会をめざして

4 計画の対象者

この計画の対象者は、0歳からおおむね30歳未満としますが、社会的自立に困難を抱える30歳代の者も多数存在することから、これらの者も対象とします。

なお、「子ども・若者」の呼称・年齢区分は法令により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「青少年」等の用語を併用します。

第2章 前期5年間の取組み状況及び総括

1 前期の取組み状況

とよはし子ども・若者育成プランの基本的な4つの柱に定める、基本的な施策ごとに取組み状況を検証します。

【基本的な柱1】 子ども・若者の健全育成活動の推進

■ 成果

1. 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実

- ・「いのち」の大切さや性に関する知識を学ぶ機会を設け、心の教育の充実に努めたほか、子どもや保護者へ健康教育を行い、健やかな体の育成に努めました。
- ・青少年育成団体への加入率向上のため、広報とよはしへ団体加入の募集記事を掲載するとともに、青少年育成団体の活動や地域ボランティアが企画する健全育成事業を支援し、健全育成活動の推進を図りました。

2. 子ども・若者とともにより育ち合う地域社会づくりの推進

- ・地区市民館での講座をはじめとした家庭教育に関する学習の機会を増やし、家庭の教育力の向上を図るとともに、子育てに関する交流と相談の場を充実し、地域の子育てを支援しました。
- ・地域と一体となった教育環境を整えるため、地域教育ボランティアと連携した教育活動を実施したほか、「地域教育リーダー養成事業^{*}」において地域の教育活動の人材育成を促進しました。
- ・スマートフォンやインターネット利用におけるトラブル防止のためのガイドラインを策定し、児童生徒、保護者への指導・啓発を行いました。また、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会^{*}を中心に関係機関の連携を図り、要保護児童等の早期発見・早期対応に努めました。

■ 目標指標・分析

【目標指標実績の推移】

指標	H21 (基準値)	H23	H24	H25	H26	H27 見込
青少年団体の加入率を高めます。(%)	67.9	57.8	50.3	41.0	40.7	41.3
子ども・若者の健全育成に資する講座、教室等の参加者を増やします。(人)	2,342	2,592	2,347	2,951	3,395	3,400

【分析】

- ・青少年団体活動を広報等で紹介し、加入者を伸ばすための活動等を行ってきましたが、核家族化や高齢化、地域の間人関係の希薄化などにより、青少年団体への加入者数は年々減少傾向にあります。
- ・多様な学習機会を提供したことにより、講座、教室等の参加者が増加しました。

■ 課題

- ・社会の変化に対応できる力を身につけるため、心の教育と健やかな体の育成に一層努めるとともに、多様な交流や活動への参加を促進していく必要があります。
- ・スマートフォンやインターネット利用におけるトラブル防止のため、今後も情報モラル^{*}の向上への取組みを行うほか、青少年を取り巻く有害環境への対策を充実する必要があります。
- ・子ども・若者を犯罪等による被害から守るため、地域、学校、警察などが一体となって、犯罪教育の強化や情報発信など、より一層体制の充実を図る必要があります。

【基本的な柱2】 自立に困難を抱える若者への支援の充実

■ 成果

1. 困難な状況への支援の充実

- ・豊橋市立くすのき特別支援学校※を開校し、東三河地域における知的障害のある児童生徒の教育環境の向上を図りました。また、各小中学校の特別支援教育を支援するためのセンター機能を持たせました。
- ・家庭、地域、学校等が連携して地域の状況に応じた非行防止活動を実施したほか、「青少年健全育成のつどい※」を開催し、健全育成、非行防止の意識の醸成を図りました。
- ・「豊橋市子ども・若者支援地域協議会※」において、「豊橋市子ども・若者総合相談窓口※」を中心に保健、医療、福祉、教育及び労働などの関係機関や民間支援団体が連携して多面的で包括的な支援体制を構築しました。

2. 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実

- ・「豊橋市子ども・若者総合相談窓口※」を開設し、相談・支援体制を整備するとともに、相談対応、支援計画の作成などにより就労、進学へ結びつける支援を行いました。

■ 目標指標・分析

【目標指標実績の推移】

指標	H21 (基準値)	H23	H24	H25	H26	H27 見込
子ども・若者総合相談窓口での、相談件数を増やします。(件)	491	1,171	1,614	1,371	1,914	2,000
社会生活に困難を抱える若者の就労・就学に結びつけた件数を増やします。(人)	25	80	106	131	145	150

【分析】

- ・豊橋市子ども・若者総合相談窓口※の相談員を1名増員したことにより、相談件数の増加に対応することができました。
- ・相談・支援体制の整備とともに、きめ細かな対応により就労・就学件数を増やすことができました。

■ 課題

- ・家庭、地域、学校等が連携した非行防止活動や啓発活動を継続的に実施する必要があります。また、今後は非行を未然に防ぐための予防的な取組みを充実する必要があります。
- ・全国的に貧困の状態にある子どもが増加していることから、子どもの貧困対策を推進する必要があります。
- ・自立に困難を抱える子ども・若者及びその家族が総合相談窓口を適切に利用できるよう、さらなる周知を図る必要があります。

【基本的な柱3】 放課後児童の居場所づくりの推進

■ 成果

1. 放課後留守家庭児童の居場所づくりの推進

- ・子ども・子育て支援新制度により対象年齢が小学校6年生までに拡大されたことに伴い、利用者ニーズ調査を踏まえた利用推計に基づき放課後児童クラブ[※]の増設を行うとともに、公営児童クラブ[※]の開設時間の延長を行いました。また、未設置校区において新規にクラブの開設を行いました。
- ・民営児童クラブ[※]への利用料補助などの支援を行い公民格差の是正を図りました。

2. すべての子どもを対象とした放課後の居場所づくりの推進

- ・一部の放課後子ども教室[※]で開催回数を拡大し、学校と連携した居場所づくりの充実を図りました。

■ 目標指標・分析

【目標指標実績の推移】

指標	H21 (基準値)	H23	H24	H25	H26	H27 見込
放課後児童健全育成事業か所を 64 か所にします。(か所)	55	63	65	65	67	74
放課後子ども教室運営事業か所数を 8 か所にします。(か所)	5	6	6	6	6	6

【分析】

- ・地域の利用状況や利用者ニーズ調査を踏まえた利用推計に基づき、放課後児童クラブ[※]を増設しました。
- ・放課後子ども教室[※]の開設に必要な地域の運営スタッフの確保が困難となっています。

■ 課題

- ・対象年齢の拡大により放課後児童クラブ[※]の利用者数の増加が想定されるため、不足する施設や支援員の確保が必要となります。
- ・民営児童クラブ[※]では、施設の老朽化や支援員確保への対応が必要となっています。
- ・放課後児童クラブ[※]及び放課後子ども教室[※]の連携により、学習や多様な体験活動ができる環境を整える必要があります。

【基本的な柱4】 子ども・若者の育成施設の充実

■ 成果

1. 子ども・若者の居場所づくりの充実

- ・異年齢での交流や体験活動を行う青少年団体を支援するとともに、子ども・若者育成施設においてキャンプ指導員を養成し、野外活動や地域での交流等に派遣しました。
- ・野外活動施設において、サマーキャンプを開催し、大学生、高校生ボランティアの積極的な参加を促しました。

2. 体験活動の場の充実

- ・少年自然の家と野外教育センターの一体的管理運営を行い、業務の効率化等を図るとともに、体験交流活動事業を充実し、体験活動機会を増やしました。

■ 分析及び目標指標

【目標指標実績の推移】

指標	H21 (基準値)	H23	H24	H25	H26	H27 見込
青少年施設の年間総合利用者を増やします。(人)	78,762	82,105	90,421	82,829	77,458	80,000

【分析】

- ・青少年センターに指定管理者制度を導入したほか、少年自然の家及び野外教育センターの一体的管理運営を行い業務の効率化を図るとともに、体験交流活動事業等を充実し、体験活動機会を増やすなどの取組みを行っていますが、利用者増にまで至っていません。

■ 課題

- ・社会情勢の変容により青少年団体活動への参加者が減少する中、指導員等の活躍する場所も減少傾向にあるため、学生ボランティアに活動への参加を促すなど、異年齢で交流できる機会の充実が必要となっています。
- ・子ども・若者育成施設については、市民ニーズに応じた自然体験型事業を充実するとともに、青少年人口の減少を勘案しながら、施設の老朽化への対応や多様な利用方法の検討を行う必要があります。

2 前期計画期間の総括

前期計画期間においては、「子ども・若者の健全育成活動の推進」、「自立に困難を抱える若者への支援の充実」、「放課後児童の居場所づくりの推進」、「子ども・若者の育成施設の充実」の4つの基本的な柱に掲げられた施策の方向に基づき、様々な事業に取り組み一定の成果をあげてきました。

しかし、青少年団体への加入率向上のため、広報とよはしへ団体加入の募集記事を掲載して各団体のPR活動を実施してきましたが、核家族化や高齢化、地域の間人関係の希薄化などにより、青少年団体の加入率を向上させることができませんでした。

また、放課後児童健全育成事業の目標設置か所数が64か所に対し67か所（平成26年度末）を設置できましたが、放課後子ども教室[※]設置への地域からの新規ニーズは低く、放課後子ども教室[※]の目標設置か所数が8か所に対し6か所（平成26年度末）の設置に留まっています。

計画の策定から5年間が経過する中で、インターネット環境の変化による情報モラルの低下やスマートフォンなどの情報端末機器の高度化のほか、SNS[※]やコミュニケーションツールなどの普及に伴い、子ども・若者が犯罪の被害者となったり、逆に加害者となったりする事件が多数発生していることから、情報モラル[※]の向上に向けた対策が急務となっています。

また、子ども・若者の非行を防止するため、これまでの地域、学校等と連携した非行防止活動を継続するとともに、非行を未然に防ぐための予防的活動を充実する必要があります。

さらに、少子高齢化による人口減少が本格化する中で、子育て支援とともに家庭教育の充実が必要となるほか、少子化による児童数の見込みを踏まえながら、放課後児童クラブ[※]では対象年齢の引き上げに伴う需要増への対応が必要となります。

このようなことから、「とよはし子ども・若者育成プラン」の基本理念、基本的な柱、施策は基本的に踏まえつつ、この5年間で新たに生じた課題への対応を含めた計画に改訂する必要があります。

第3章 計画の方向性

1 計画の基本的な柱

この計画の改訂版では、基本理念に5年間の総括と「第5次豊橋市総合計画」及び「豊橋市教育振興基本計画」を踏まえて、3つの基本的な柱を掲げ、その目標達成に向けた方針を「重点的な取組み」として定めます。

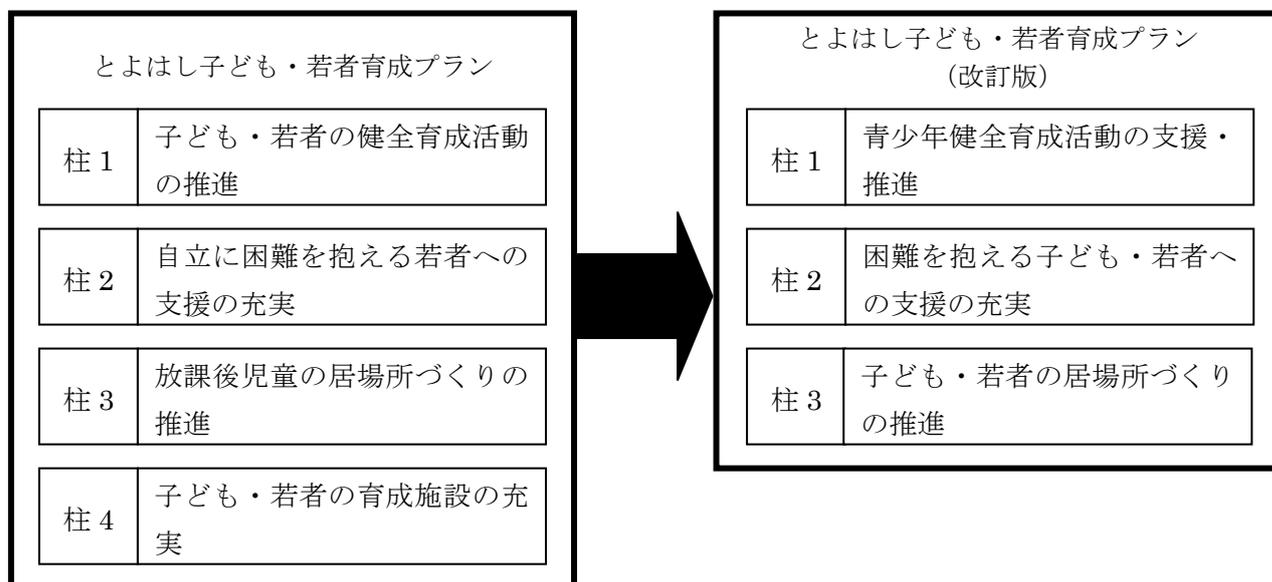
なお、子ども・若者の居場所づくりを推進する観点から、「とよはし子ども・若者育成プラン」の基本的な柱3「放課後児童の居場所づくりの推進」及び4「子ども・若者の育成施設の充実」は、改訂版では基本的な柱3「子ども・若者の居場所づくりの推進」とします。

基本的な柱1: 青少年健全育成活動の支援・推進

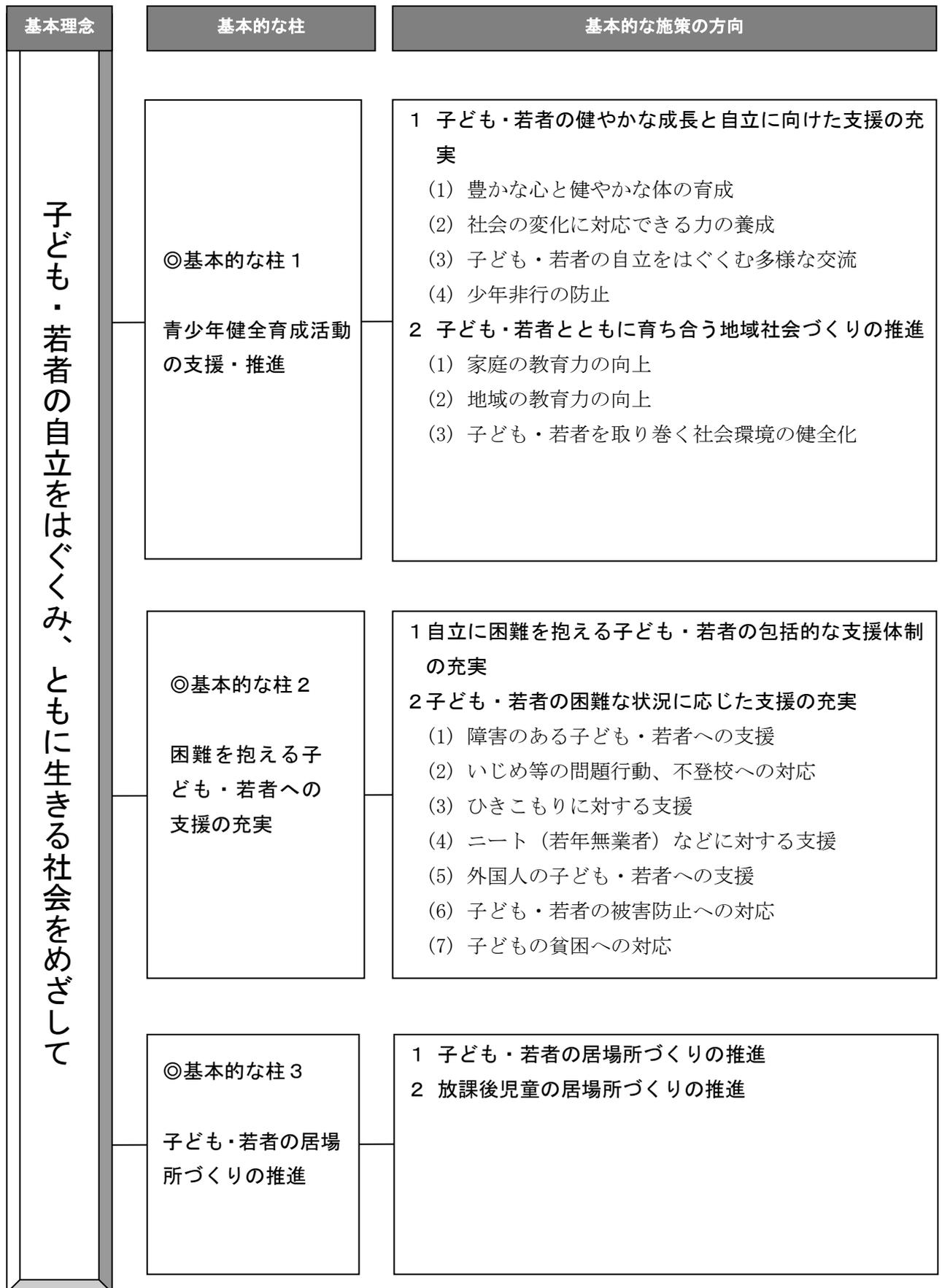
基本的な柱2: 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

基本的な柱3: 子ども・若者の居場所づくりの推進

■改訂に伴う基本的な柱



2 計画の体系



第4章 これからの子ども・若者施策

【基本的な柱1】 青少年健全育成活動の支援・推進

1 子ども・若者の健やかな成長と自立に向けた支援の充実

(1) 豊かな心と健やかな体の育成

子ども・若者が将来社会的に自立して生きていくうえで、他人の人権や価値観を認めて共感し、正しい規範意識のもとで望ましい人間関係を築くことができることは非常に重要です。

このため、家庭・学校・地域が手を携えながら地域ぐるみで、他人を思いやる心や命を大切に作る心、豊かな心を醸成する、心の教育の充実が必要です。

また、健やかな体は、人間のあらゆる活動の基礎となるものであり、意識や気力といった精神面の充実にも関わっています。

さらに、スポーツは、体力の向上や精神的ストレスの発散などに欠かすことのできないものであると同時に、仲間や多世代などとの交流を通じてコミュニケーション能力を高めることができるほか、自らを守るたくましい体を育むなど、子ども・若者の心身の健全な発達に重要な役割を担っています。

このようなことから、子ども・若者の豊かな人間性を育み、健全な発達を促すため、スポーツに親しむことができる環境整備や、健康の保持・増進に対する取組みが必要です。

【重点的な取組み】

○心の教育の充実

自他ともに認め、生命を大切にし、他人を思いやる心を育む道徳教育や人権教育のほか、「豊橋・学校いのちの日」に関する取組みを推進します。

また、次代の親となる子どもたちに保健所等と連携し、乳児とのふれあいを通じて、生命の大切さや子どもを育む心を育てる活動を推進していきます。

○健やかな体の育成

子どもの頃から体を動かし、運動に親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブ*の拡充など、地域でスポーツができる環境づくりを推進します。

また、乳幼児期からの基本的な生活習慣の育成や、子ども・若者の心の健康づくりに対する取組みを充実していきます。

(2) 社会の変化に対応できる力の養成

変化の激しい社会においては、社会生活を営むための知識とともに、一人ひとりの個性を発揮し、困難な場面や新たな課題に出会っても、それを解決し乗り越えていくような、未来を切り開いていく力が求められています。そのために必要となる生きる力は、豊かな心、健やかな体とともに、自ら学び・自ら考える力などの確かな学力が身に付いていることです。

また、望ましい勤労観や職業観を養い、将来の生き方や職業について自覚を促していくことが必要です。

【重点的な取組み】

○確かな学力の向上

子どもが、自ら主体的に学ぶ力、自ら考え判断する力、自分の考えや思いを的確に表現する力の育成を図っていくとともに、一人ひとりの確かな学力の向上のための取組みを充実していきます。

○時代の変化への対応

子どもが、新しい時代に的確かつ迅速に対応していけるよう、学校、家庭、地域の連携のもと、情報教育、小中一貫「英会話」カリキュラム^{*}を活用した英語教育、E S D^{*}の視点による環境教育、郷土学習を推進していきます。

○キャリア(生き方)教育^{*}の推進

社会的自立に向けた力を育むため、学校、家庭、地域の連携のもと、9年間を見通した教育課程によるキャリア(生き方)教育^{*}を推進するとともに、高等学校に対してもキャリア(生き方)教育^{*}を働きかけていきます。

(3)子ども・若者の自立をはぐくむ多様な交流

子ども・若者が他者との交流や様々な本物の体験を積み重ねていくことは、自立した個人として必要な知識、能力、社会性、協調性やリーダーシップなどを育みます。また、社会に積極的に関わろうとする姿勢は社会に参加していく上で大変重要です。

さらに、地域ボランティアや祭礼などのコミュニティ活動や青少年団体での社会貢献活動により、他者から感謝され、認められる体験は、自己有用感や自己肯定感を高めることにつながります。

このため、地域コミュニティ活動、社会貢献活動、自然体験活動、スポーツ・文化活動、国際交流活動などの推進を図る必要があります。

【重点的な取組み】

○地域の健全育成活動の促進

地域の健全育成会、家庭、学校が協力した社会貢献活動やスポーツ・文化活動等を実施していきます。

また、子ども・若者との多様な活動・交流の機会をつくる青少年健全育成会や地域コミュニティの活動を支援する環境づくりを進め、活動への参加を促進していきます。

○青少年団体への支援

青少年団体が行う社会貢献活動、自然体験活動、スポーツ・文化活動、国際交流活動などを支援するため、家庭、学校に団体の情報提供や加入促進のための広報活動を行っていきます。

○社会に参加する機会の推進

社会の一員として自立して社会に積極的に関わろうとする意識や姿勢を身に付けるため、子ども・若者が自分の考え、意見を表明できる機会を提供し、社会に関心を持ち、社会に参加する意識の醸成に取り組んでいきます。



子ども会議^{*}でのワークショップ (H27. 11. 14)



子ども会議^{*}での発表 (H27. 11. 14)

(4)少年非行の防止

本市の非行や不良行為の補導総件数は、平成23年の3,369件に比べ平成26年は4,197件と約1.2倍となっています。刑法犯少年のうち窃盗犯である万引きは、平成21年の189人をピークに年々減少傾向にあり平成26年は55人となっています。その一方で、ぐ犯[※]・不良行為少年[※]のうち深夜はいかい（午後11時から翌日の日出時までの外出）は、平成21年の2,611人をピークに年々減少傾向にありましたが、平成24年頃から増加し始め、平成26年には2,504人となっています。

万引きや深夜外出は本格的な非行に深化していく危険性が高いことから、これらの問題行動を早期に発見し、非行を未然に防ぐための予防的活動が必要です。また、非行防止活動については、引き続き、店舗などと連携して万引きの防止活動を行うとともに、近年増加傾向にある深夜はいかいを防止する見守り活動を、地域、学校、警察署等の関係機関が一体となった取組みへとしていくことが必要です。

【重点的な取組み】

○非行防止活動等の充実

少年愛護センター[※]を中心に、地域、学校、警察等関係機関が一体となって地域合同補導、街頭補導活動、相談活動、非行防止教室などを行い、少年が非行に走る前の問題行動の段階で必要な注意、助言、指導等を行うことにより、非行の防止を図っていきます。

○地域等と連携した見守り活動の推進

子ども・若者の深夜外出が非行の温床となることから、地域、学校、警察署等が連携して地域での夜間見守り活動に取り組んでいきます。

○非行防止のための啓発活動の推進

中学生による非行防止体験活動[※]、青少年健全育成のつどい[※]等を活用し、積極的に青少年の健全育成と非行防止の啓発活動に取り組んでいきます。

○立ち直り支援活動の充実

保護司会や更生保護女性会等が行う立ち直り支援活動に対し必要な協力を行っていきます。

2 子ども・若者ととともに育ち合う地域社会づくりの推進

(1) 家庭の教育力の向上

基本的な生活習慣が身に付いていない、また社会適応能力に乏しい子ども・若者の問題、いじめや非行などの問題の背景として、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、家庭で家族とともに過ごす時間の大切さや家庭教育の重要性について、社会全体の理解や意識を高めるとともに、子育てを保護者や行政だけでなく、職場や地域社会全体で支えていく取組みが必要です。

【重点的な取組み】

○家庭教育への支援

家庭におけるふれあいの充実を図るため、家庭教育の意義や役割の重要性についての意識を高める「家庭の日[※]」の運動や啓発活動の推進をより一層図っていきます。

また、男性の育児参加、ワーク・ライフ・バランス[※]や子どもへの接し方など、乳幼児から思春期までの子を持つ保護者に、子どものライフステージ[※]に応じた内容の学習機会や情報を提供するとともに、子育て相談を充実していきます。

○地域による子育て支援

子育て家庭の保護者などが抱える子育てに対する不安や孤立感などを解消するため、こども未来館や保健所・保健センターを中心とした相談窓口体制の連携を強化するとともに、つどいの広場[※]や幼児ふれあい教室[※]など、保護者同士が交流できる機会を提供することで、切れ目のない子育て支援体制の整備を推進していきます。



つどいの広場（あいトピア）



子育てプラザ（こども未来館）

(2)地域の教育力の向上

「子どもは、社会を映す鏡」と、よく言われますが、大人が自らの行動を振り返り、子ども・若者に対して模範を示すことが大切です。

子どもたちを取り巻く環境は複雑化、多様化しており、学校だけでは対応しきれない時代に入っています。また、地域においても、コミュニケーションや人間関係の希薄化に伴い、住民同士のつながりが低下しているとの指摘もされています。

このため、学校を核として、保護者や地域住民と手を携え、地域社会全体で地域の子どもの見守り、育てる「地域ぐるみの教育システム」を構築させるため、保護者や地域へ働きかけていく必要があります。

【重点的な取組み】

○学校と地域との連携

学校を核とした「地域ぐるみの教育システム」を構築するため、子どもと地域住民が具体的な活動を通してかかわり合う場の創出や子どもの教育環境の充実を目的とした、地域教育ボランティア制度^{*}を充実し、学校と地域の連携を一層進めていきます。

○体験活動の促進

青少年センター、少年自然の家等の青少年教育施設において体験活動機会の充実を図るとともに、地域いきいき子育て促進事業^{*}や放課後子ども教室^{*}の活用により、子どもたちの遊びや生活の場を確保します。また、地域ぐるみで子どもを育てる意識を醸成し、学習、スポーツ・文化活動に取り組むことができる機会を提供していきます。

○地域の健全育成活動の促進

地域の健全育成活動における、あいさつ運動や見守り活動などを支援し、子どもたちが安全に安心して過ごすことができる地域づくりを促進していきます。

(3)子ども・若者を取り巻く社会環境の健全化

スマートフォンやタブレット型端末機などの急速な普及、公衆無線LAN[※]接続環境の増加に伴い、未成年者が出会い系サイトはもとより、ゲームサイトやSNS[※]などを利用した犯罪に巻き込まれるケースが発生しています。

また、愛知県青少年保護条例の一部改正で全面規制された、いわゆる「JKビジネス[※]」による性被害や若者の薬物乱用が後を絶たないなど、子ども・若者を取り巻く環境は厳しい状況にあります。

こうした被害を防ぐため、フィルタリングの普及促進など有害環境対策を図るとともに、未成年者の判断力を向上させる教育や、インターネットなどの適切な利用について周知・啓発活動などを推進する必要があります。

【重点的な取組み】

○インターネットの利用による有害情報の閲覧等の防止

青少年（18歳未満の者）のインターネット利用におけるフィルタリングの普及促進を図るため、引き続き、児童生徒の保護者に対し啓発活動を行っていきます。

○情報モラル[※]の向上

インターネットやSNS[※]を利用する上でのルールやマナーを各学校で各学年に応じた指導を行っていきます。また、保護者には子どものインターネットやSNS[※]の利用の適切な把握・管理をする責務があるため、インターネットなどの利用に関する家庭でのルールづくりを促すとともに、自らが模範を示すなど、学校と家庭で情報モラル[※]の向上への取組みを推進していきます。

○有害環境対策の推進

少年愛護センター[※]を中心とした地域合同補導など、警察と連携した有害環境対策に向けた取組みを着実に進めていきます。

○薬物乱用等の防止対策の推進

危険ドラッグやシンナーなどの薬物乱用等の防止対策については、地域や学校における薬物乱用防止教室を通して啓発を図っていきます。また、NPO[※]などの市民団体との協働により、薬物依存者及びその家族への支援の充実に努め、再乱用防止のための取組みを推進していきます。

○地域防犯活動の推進

子ども・若者を犯罪等による被害から守るため、防犯教育を強化するとともに、安全・安心に関わる情報配信をするなど、学校、地域、警察などが一体となって、犯罪から守るための体制の整備、充実に努めていきます。

○交通事故防止活動の推進

子ども・若者に対する段階的かつ体系的な交通安全教育を推進し、交通安全思想の普及の徹底を図り、交通事故による犠牲者を減らすことを目指します。

なお、近年、移動しやすい交通手段、健康への意識の高まりなどにより、自転車を利用する機会が増加していることから、自転車の安全教育に取り組んでいきます。

【基本的な柱2】 困難を抱える子ども・若者への支援の充実

1 自立に困難を抱える子ども・若者の包括的な支援体制の充実

各相談機関で受け付けている子ども・若者や保護者からの相談内容は、複雑・多様化してきており、こうした相談に的確に対応し、支援していくためには、縦割りの対応だけでは難しいことから、関係者・関係機関との連携を一層深めていく必要があります。

本市では、平成22年11月に「子ども・若者支援地域協議会」を設置し、関係機関との連携を図ってきました。引き続き、子ども・若者及びその家族に寄り添い、その抱える問題の解決に向けた包括的かつ切れ目のない支援に取り組む必要があります。

【重点的な取組み】

○自立に困難を抱える子ども・若者に対する包括的な支援

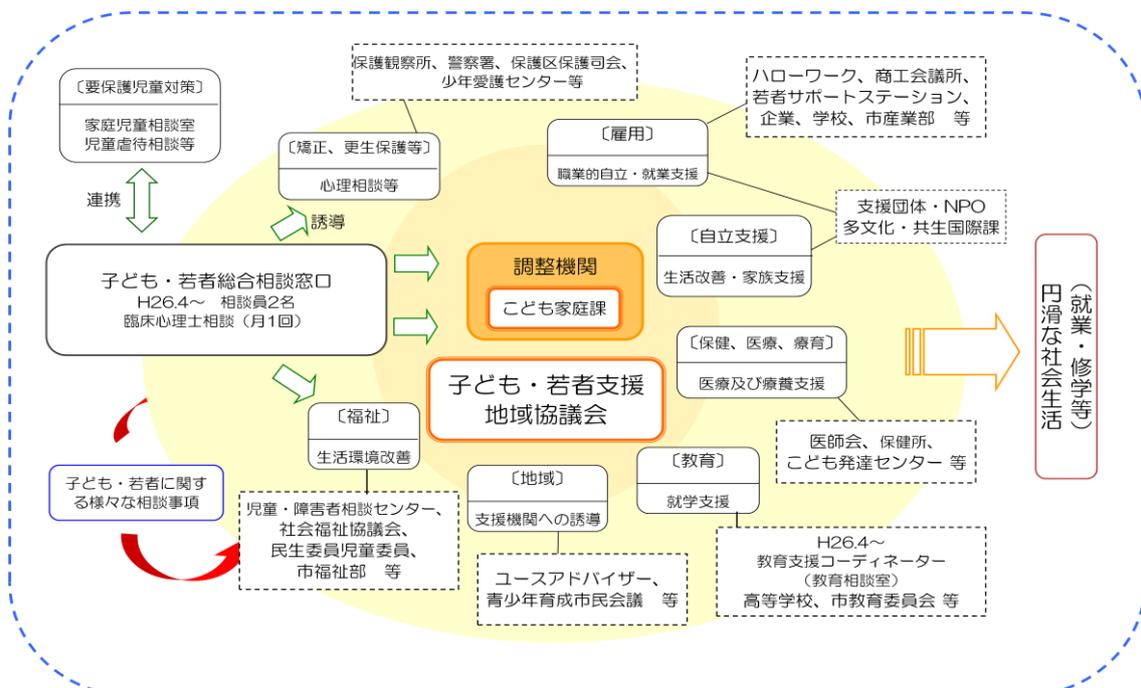
自立に困難を抱える子ども・若者への支援が効果的に実施されるために、豊橋市子ども・若者支援地域協議会*において民間支援団体や関係機関等と情報交換し、一人ひとりの状況やライフステージ*に応じた相談や自立に向けた子ども・若者本人及びその家族への支援を充実させていきます。

また、家庭、学校、地域、関係機関等との連携を進め、悩みを抱える子ども・若者及びその家族への早期対応が行えるよう、豊橋市子ども・若者総合相談窓口*へ誘導していきます。

○支援体制の強化

豊橋市子ども・若者支援地域協議会*と豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会*との情報共有など一層の連携強化を図り、虐待の防止や早期発見、複雑な養育環境をもつ家庭への支援を進めていきます。

豊橋市子ども・若者支援地域協議会*の概要図



2 子ども・若者の困難な状況に応じた支援の充実

(1)障害のある子ども・若者への支援

障害のある子ども・若者が社会を構成する一員として、社会、経済、文化、その他のあらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、社会全体が障害のある子ども・若者の人権を尊重し、共生できる社会の実現をめざした取組みが必要です。また、発達障害のある子ども・若者に対しては、保健、医療、福祉、教育及び労働などの関係機関が連携して、その特性に応じた支援を行う必要があります。

【重点的な取組み】

○療育・教育に関する支援

障害の早期発見・早期療育を行うため、障害や障害の疑いのある子ども・若者とその家族に対し、保健、医療、福祉、教育などの関係機関や幼稚園・保育園・認定こども園が連携し、一人ひとりに応じた相談、診療、訓練などを行う包括的な療育支援体制の充実を図っていきます。

○雇用・教育・相談機関等と連携した就労支援の強化

障害のある若者が、自立し社会参加できるように、就労支援、社会適応訓練、コミュニケーション支援などの様々なサービスを提供していきます。

就労支援については、福祉的就労から一般就労への移行を促進するため、とよはし総合相談支援センター[※]の就労促進・定着支援事業など、各種のサービス事業を実施するとともに、関係機関との一層の連携を図っていきます。

○発達障害のある子ども・若者への支援

療育支援の拠点施設であるこども発達センター[※]や、くすのき相談センター[※]を中心に、障害やその疑いのある子ども・若者とその家族を支援します。

また、くすのき相談センター[※]による、幼稚園・保育園・認定こども園、小中学校等への訪問支援活動を行っていきます。

○自立と共生の地域社会づくり

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念を普及するとともに、障害や障害の疑いのある人に関する市民の理解の促進を図っていきます。

(2)いじめ等の問題行動、不登校への対応

「いじめを見逃さない・許さない」といった子どもの人権に関わる意識の啓発指導の強化とともに、「いじめ」が発生しても被害者の子どもが孤立せず、深刻な事態にならないよう、迅速な対応と相談できる機会を増やす等の取組みが欠かせません。

現在、各小中学校では「いじめ防止基本方針」を定め、教職員が一体となり、いじめ防止対策などに取り組んでいることから、一定の効果は出てきています。しかし、不登校への対応は、義務教育終了と同時にそれまで受けていた支援が途切れ、高等学校進学後に再び不登校や中途退学をしてしまったり、ひきこもりになったりするケースがあることから、義務教育終了後も不登校経験者が社会的接点を失わず継続的な支援を受けられる体制づくりが必要です。

児童生徒の問題行動や不登校の原因・背景には、人間関係の希薄化などの社会状況や、児童生徒を取り巻く厳しい社会環境など、様々な要因が複雑にからみあっています。このため、児童生徒のいじめなどの問題行動や不登校への対応は、家庭と学校、地域、関係機関が緊密に連携を図り、社会全体で取り組んでいく必要があります。

【重点的な取組み】

○相談・指導体制の充実

児童生徒のケアについて、教育支援コーディネーター*を中心とし、教育相談体制の充実を図っていきます。また、日常的な指導の中で、教師と児童生徒との信頼関係を築きつつ、きめ細かな指導を通じて問題行動等の未然防止と早期発見・早期対応を図っていきます。

豊橋市子ども・若者総合相談窓口*では、家庭などから寄せられる相談に対応するとともに、小中高等学校と連絡を取り合い、早期対応を図っていきます。

○義務教育終了後の継続的な支援

各学校と豊橋市子ども・若者総合相談窓口*や関係機関が連携し、中学校卒業時、高等学校中途退学時にも、社会的接点を失わず本人及びその家族が継続的な支援を受けられる体制づくりを図っていきます。

また、定時制・通信制高等学校合同説明会を開催することにより、新たな進路を見出す機会を提供していきます。

○自殺対策

自殺対策を推進するため、地域における心の健康づくりや相談事業等の充実を図るとともに、学校においても、命の大切さや人生のかけがえのなさを実感する教育を実践していきます。

(3)ひきこもり^{*}に対する支援

内閣府が平成22年7月に発表した、「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、家や自室に閉じこもって外に出ない若者「ひきこもり^{*}」が、全国で約70万人と推計されています。

ひきこもりの問題は、家族の問題として家庭内に抱え込んでしまうケースが多いため、その実態の把握は困難ですが、教育、医療、保健、福祉、労働などの問題が複雑にからみあっており、本人や家族だけの努力には限界があることから、個人的な、あるいは個々の家族の問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉えて取り組んでいく必要があります。

【重点的な取組み】

○多面的で包括的な支援

ひきこもり^{*}の問題を解決するために、教育、医療、保健、福祉、労働などの関係機関、民間支援団体が連携する豊橋市子ども・若者支援地域協議会^{*}での包括的な支援を行っていきます。また、とよはし若者サポートステーション^{*}による相談への誘導も行い、解決を図っていきます。

豊橋市子ども・若者総合相談窓口^{*}では、問題を抱える子ども・若者及びその家族の相談を行うとともに、関係機関との連携を引き続き行っていきます。

また、保健所・保健センターでは、思春期の若者やその家族を対象に、ひきこもり^{*}などの心の問題について相談を行うとともに、ひきこもりで悩んでいる家族を対象とした交流会やひきこもりに関心のある市民を対象とした講演会を実施していきます。

(4)ニート[※](若年無業者)などに対する支援

学校卒業時に就職しても、早期に離職してしまう若者の割合は、依然高い状況にあります。また、社会経済情勢の変化や厳しい雇用環境が続く中、ニート[※](若年無業者)などと呼ばれる若者の割合が緩やかに上昇して、若者の社会的自立の遅れも問題となっています。

社会的自立の遅れは、若者からキャリア形成を図る機会を奪い、不安定な生活状況が将来的に続くおそれを高め、社会全体にとっても、社会保障費の増加、重要な社会の担い手の損失などが懸念されます。

このため、若者が就業し、また、就業した後も職場に定着し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう支援する取組みが必要です。

【重点的な取組み】

○就業等に向けた支援

とよはし若者サポートステーション[※]においては、ハローワークと連携して、職業適性、自己理解や面接対策から職業紹介、定着までの支援を行い、早期安定就業の促進を図っています。豊橋市子ども・若者総合相談窓口[※]に就業等の相談に来る若者を、とよはし若者サポートステーション[※]へ誘導して、若者の就業を支援します。

また、ニート[※](若年無業者)に対しては、働く意欲を養い、職業能力の向上を図るとともに、短期的な就労や社会体験を積み重ねながら、徐々に正規の就業や社会への参画が可能となるよう誘導していきます。

○職場適応と定着化の促進

とよはし若者サポートステーション[※]の就業後の相談活動を活用して、若者の職場定着支援を進めていきます。

○高等学校との連携

進路の決まっていない高等学校中退者等に対して、早期の支援が実施できるように、高等学校や豊橋市子ども・若者総合相談窓口[※]からとよはし若者サポートステーション[※]への円滑な誘導を行い、ニート状態になることの未然防止を図っていきます。また、定時制・通信制高等学校合同説明会を開催し、高等学校中退者等の新たな進路選択を支援していきます。

(5)外国人の子ども・若者への支援

平成27年4月1日現在の市内の人口は378,334人で、そのうち外国人市民は13,633人であり、市民の28人に1人が外国人市民となっていることから、多言語や「やさしい日本語」による生活関連情報の提供、相談体制の充実など、外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりに取り組んでいます。

平成20年度をピークに、市立小中学校におけるブラジル国籍の児童生徒数は減少していますが、反対にフィリピン国籍の児童生徒数は平成23年4月の129人に対し、平成27年4月には196人と約1.5倍となっています。

外国人の子ども・若者は来日しても、言葉や文化・習慣の違いなどから教育、労働、福祉、医療などの面で様々な課題がありますが、外国人の子ども・若者が将来の社会を支える存在となることを認識し、教育や就労を支援する必要があります。

【重点的な取組み】

○教育の充実

支援を必要としている小中学校に対し、多国籍化・多言語化に対応した外国人児童生徒教育相談員や外国人児童生徒対応スクールアシスタント*、登録バイリンガルボランティア*などを配置し、学校生活適応指導や日本語指導の充実を図り、外国人児童生徒が学びやすい環境づくりを推進していきます。

○就労への支援

外国人の若者がその能力を発揮し、安定した職業生活を営むことができるよう、NPO*や関係機関と連携し、職業能力の向上に向けた取組みを推進していきます。

また、市内の労働関係窓口の紹介のほか、適正な職業紹介の機会や労働条件などについての相談の機会を提供し、適正かつ安定した就業の促進を図っていきます。

(6)子ども・若者の被害防止への対応

重大な社会問題となっている児童虐待[※]の未然防止に向けて、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会[※]での関係機関の情報共有及び連携の強化に努めるとともに、被害が発生した場合には、関係機関・団体等が連携し、適切な支援を行うことが必要です。

【重点的な取組み】

○要保護児童等への支援の充実

東三河児童・障害者相談センターと協力するとともに、豊橋市要保護児童対策ネットワーク協議会[※]を中心に、関係機関が情報の共有と連携の強化を進め、児童虐待[※]の未然防止及び早期発見・早期対応と、児童虐待[※]を受けた児童の適切な保護に向けた支援を図っていきます。

○児童虐待の防止活動の推進

11月の児童虐待防止推進月間に合わせ、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボン[※]を広めるオレンジリボンキャンペーンなどの啓発活動やイベント等を実施し、児童虐待のない社会を目指していきます。

また、親支援プログラムや養育支援訪問事業を実施し、保護者への支援も進めていきます。

(7)子どもの貧困への対応

近年、子どもの貧困の問題は、深刻さを増しています。平成25年国民生活基礎調査（厚生労働省）の結果によれば、平成24年の日本の子どもの貧困率^{*}は、16.3%と過去最悪を更新し、全国的にも子どもの貧困への関心が高まっています。

こうした中、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的に、「子どもの貧困対策の推進に関する法律^{*}」が平成26年1月に施行され、平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱^{*}」が策定されました。

このような動きを踏まえ、子どもの将来がその生まれ育った環境や経済的な環境によって左右されることなく、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していけるよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進する必要があります。

【重点的な取組み】

○総合的な子どもの貧困対策の推進

子どもとその保護者の生活状況（実態）を的確に把握し、必要となる教育、生活、就労、経済的支援などが確実に届けられるよう関係部局と連携しながら取り組んでいきます。

【基本的な柱3】 子ども・若者の居場所づくりの推進

1 子ども・若者の居場所づくりの推進

子ども・若者が気軽に集まり、安心して利用でき、活動できる居場所を確保していくことは大切なことです。

中学生・高校生以上になると、活動範囲が広がり、その一方では、学校や家庭などに居場所のない生徒の中には、週末や放課後などに非行への誘惑の多い環境で過ごす時間が多くなり、非行やぐ犯行為につながったり、事件に巻き込まれる原因にもなります。

また、親子のふれあいや保護者同士の交流の場を設けることは子育てに対する不安や孤立感を解消し、乳幼児の健やかな成長につながります。

このようなことから、こども未来館、交通児童館等の子育て支援施設や、青少年センター、少年自然の家等の青少年教育施設を子ども・若者の居場所として活用していく必要があります。

【重点的な取組み】

○子ども・若者の交流体験の場づくりの推進

異年齢との交流や体験活動等を促進するための場として、こども未来館などの子育て支援施設や、少年自然の家や野外教育センターなどの青少年教育施設の活用を図るとともに、相互の連携を推進していきます。

○地域における居場所づくり活動の支援

地域の高齢者や子ども・若者、子育て中の親子などが気軽に集まることができ、地域住民による「まちの居場所づくり」活動を支援していきます。

2 放課後児童の居場所づくりの推進

少子化や核家族化の進行、都市化の進展、女性の社会進出などにより、地縁的な人と人とのつながりが希薄化し、子どもが友だちと遊ぶ時間や外遊びが減少する中で家庭や地域における子どもの養育機能も低下しています。

また、児童虐待^{*}や不登校、非行やいじめなど複雑な問題が増加しており、子育てや家庭教育に対する支援策を充実し、子どもを健やかに育てていくことは社会全体としても重要な課題となっています。

こうした中、放課後児童クラブ^{*}は保護者が仕事などのため、放課後に留守家庭となる児童に対し「遊び及び生活の場」を提供し健全育成を図る事業として大きな役割を担っており、近年、ひとり親や共働き家庭の増加に伴い、その必要性がますます高まっています。

また、放課後子ども教室^{*}については、放課後に地域の協力を得て、学校や校区市民館などを利用して行うもので、子どもたちが健やかに育まれる居場所となるように、活動内容の充実に取り組む必要があります。

今後は、豊橋市子ども・子育て応援プラン^{*}に基づき、放課後児童クラブ^{*}及び放課後子ども教室^{*}、さらには一体型・連携型の放課後児童クラブと放課後子ども教室^{*}を整備し、子どもが放課後を安全・安心に過ごすことのできる環境づくりを進めていきます。

【重点的な取組み】

○子どもが放課後に安全・安心に過ごすことができる環境の確保

放課後児童クラブ^{*}においては、豊橋市子ども・子育て応援プラン^{*}に基づいた整備を進めていきます。また、支援員に対する適切な研修の機会を設けて資質の向上を図り、児童クラブを利用する児童が安全・安心に過ごすことができる環境を整備していくとともに、地域の人材やボランティアを活用するなどして独自性のあるクラブ運営を進めていきます。

放課後子ども教室^{*}においては、地域の実情やニーズにより、地域の人材を活用した地域ぐるみの子育て支援として、特色のある活動を充実させていきます。

○公営児童クラブの充実

利用者ニーズや地域の実情を踏まえた利用者動向を的確に捉え、未設置校区における新規開設や既存の児童クラブの増設等の整備を学校や地域と連携しながら進めていきます。

発達障害児や外国人児童など、特別な支援が必要な児童の受入れについては学校や関係機関、家庭と連携を図るとともに、補助支援員の加配、専門的な研修の実施などの対応を図っていきます。

○民営児童クラブの支援の充実

利用希望児童数が多いクラブについては、必要に応じ分割などの施設整備やクラブ運営への支援を行っていきます。

支援員に対しては、一般研修や障害児対応などの専門的な研修のほか、市が実施する研修内容を充実し、資質の向上を図ります。

放課後児童クラブ[※]の新たな担い手として社会福祉法人、学校法人等の参入について支援をしていきます。

○一体型・連携型の放課後児童クラブと放課後子ども教室[※]の整備

豊橋市子ども・子育て応援プラン[※]に基づいた新たな取り組みとして、放課後児童クラブの利用児童が、小学校の体育館・校庭などを活用した学習・スポーツ・文化活動・体験交流など特色のある活動を行う放課後子ども教室の活動に参加することができる環境を整備していきます。



放課後児童クラブ



放課後子ども教室

第5章 計画推進に向けて

1 市の体制の整備

○庁内の体制と関係機関との連携

子ども・若者に関する施策は、教育、医療、保健、福祉、労働の施策などの各分野と深く関連し、多岐に及ぶため、関係部局と連携を図りながら施策を実施していく必要があります。さらに、様々な施策を進めるにあたっては、引き続き、国・県のほか、様々な関係機関等との連携を図る必要があります。

○計画の進行管理

あらかじめ設定した目標指標を中心に、子ども・若者関連事業の取組み状況の検証を行い、「豊橋市青少年問題協議会*」や「豊橋市子ども・子育て会議*」に報告し、意見等を聴取することで、この計画の取組み状況を検証していきます。

なお、国の動向や社会情勢の変化により対応すべき施策も変化することが予想されるため、そのような変化にも柔軟に対応していきます。

2 計画の目標指標(5年後)

【基本的な柱1】

指 標	基準値 (H26 年度)	目標年度 (H32 年度)
地域の健全育成活動等の参加者数を増やします。	138,159 人	150,000 人
非行防止啓発活動への参加者数を増やします。	4,505 人	4,800 人

【基本的な柱2】

指 標	基準値 (H26 年度)	目標年度 (H32 年度)
子ども・若者総合相談窓口での対応件数を増やします。	1,914 件	3,000 件
課題解決に結びつけた相談件数を増やします。	145 人	190 人

【基本的な柱3】

指 標	基準値 (H26 年度)	目標年度 (H32 年度)
放課後児童クラブ設置か所数を増やします。	67 か所	83 か所
一体型・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を新規に設置します。	0 か所	10 か所